

尼崎市 学習者用コンピュータ活用の基本方針

基本的な使用について

- 学習者用コンピュータは学習をするために使用します。
(※児童生徒が自分でアプリをインストールすることはできません)
- 貸与されるコンピュータおよび電源ケーブルを適切に扱います。
(※同じ機器を卒業まで使用します。次の新入生が使うので、丁寧に使用してください)
- 学校外での利用にあたっては、必要に応じて各家庭等での無線環境 (Wi-Fi、テザリングなど) を利用したり、家庭で充電したりします。
(※接続に係る通信料金については、ご家庭でのご負担をお願いいたします)
- コンピュータや電源ケーブルの故障、破損、紛失、盗難があればすぐに先生に報告します。
(※家庭での利用、学校での利用を問わず、明らかな故意や重大な過失による場合は、保護者負担をお願いすることがあります)
(※参考：文部科学省が設定する端末1台あたりの購入費相当額…4万5千円)

情報モラルについて

- 誰かの心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。
- 自分や他人の個人情報をインターネット上 (SNS やホームページ等) に公開しません。
- 写真や動画・音声などを記録する時は、相手の許可をとります。〔肖像権など〕
- 他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可をとります。〔著作権など〕

情報セキュリティについて

- ID やパスワードは自分で管理します。忘れたときは、先生に伝えます。
- インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。
- 学習者用のアカウントを利用する際には、教育委員会のサーバー上にインターネットのアクセス履歴が残るように設定されていることを理解して使います。
(※法律違反や不適切な使い方をしていないか確認する場合があります)

健康面について

- 猫背やうつむいた状態にならず、首や肩に負担がかからない正しい姿勢で使います。
- 30分に一度は目を休めるようにし、目と画面までの距離をなるべく30cm離して使います。
- 健康面に留意し、長時間使用をせず、また、時間を決めて使います。